

自動車運転代行について

◆平成14年6月の「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」の施行後、自動車運転代行業の事業者数及び随伴用自動車の車両数は年々増加。

制度の概要

自動車運転代行業を営もうとする者

都道府県公安委員会への認定申請

都道府県公安委員会における審査

都道府県公安委員会による認定

自動車運転代行業の実施

立入検査
行政処分

都道府県公安委員会、運輸支局による事後チェック

自動車運転代行業の主な認定要件

- 以下の欠格要件に該当しないこと
- 私法上の行為能力を大きく制限された者
 - 一定の前科がある者
 - 暴力団関係者
 - 損害賠償措置を講じていない者等

協議

同意

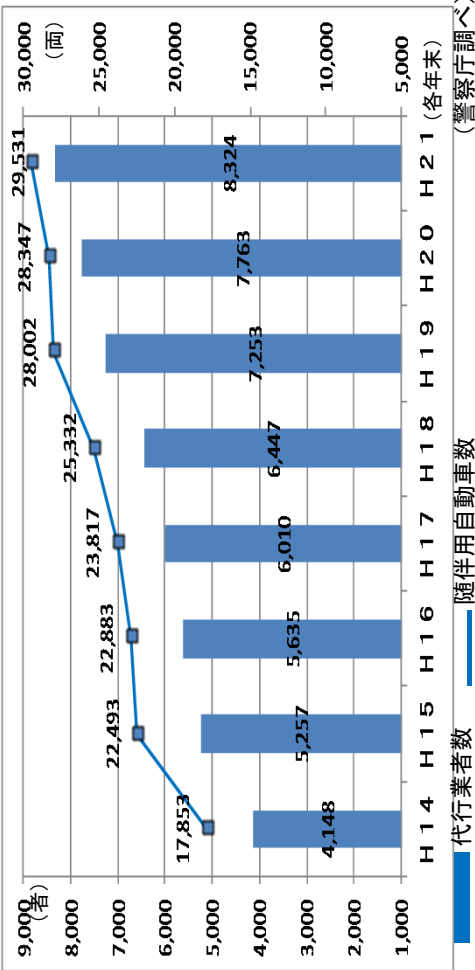
運輸支局

運輸支局は利用者保護の観点から、主に損害賠償措置の状況について判断

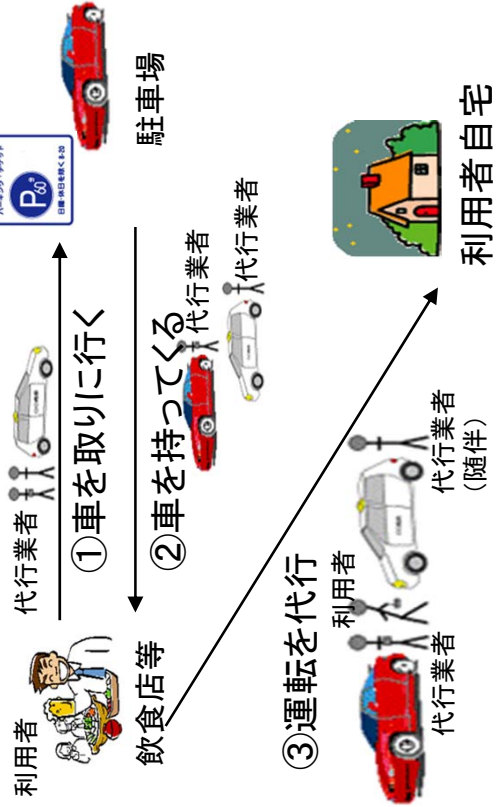
自動車運転代行業の利用者保護に係る主な遵守事項

- 損害賠償措置
- 料金の掲示
- 約款の届出、掲示
- 随伴用自動車への認定番号等の表示
- 利用者への料金概算額等の説明
- 従事者への指導
- 苦情等処理簿の備え付け

運輸支局は利用者保護に係る遵守事項について確認



《自動車運転代行の事業形態》



事務・権限概要シート

	出先機関名：地方環境事務所	整理番号 (01, 02, 03, 04)
事務・権限概要シート (個票)		
自己仕分けの際の事務・権限名	個別リサイクル法に基づく、報告徴収・立入検査等に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・家電リサイクル法 ・容器包装リサイクル法 ・食品リサイクル法 ・自動車リサイクル法 	

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>○容器包装リサイクル法 (移譲する事務・権限名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一の都道府県内にのみ事務所等がある特定事業者に対する報告徴収 (法第 39 条) ・一の都道府県内にのみ事務所等がある特定事業者に対する立入検査 (法第 40 条) <p>(具体的な内容)</p> <p>法第 39 条及び第 40 条に基づき、法律の施行に必要な限度において、一の都道府県内等内にのみ事務所等がある特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者に対する特定容器を用いる事業の状況及び分別基準適合物の再商品化の状況に関する報告徴収、事務所、工場等への立入り及び帳簿、書類等の検査を実施するもの。</p> <p>当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしているが、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与することを検討することとしている。</p> <p>○家電リサイクル法 (移譲する事務・権限名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一の都道府県内にのみ事務所等がある小売業者又は製造業者等からの報告徴収 (法第 52 条) ・一の都道府県内にのみ事務所等がある小売業者又は製造業者等の事務所等への立入検査 (法第 53 条) <p>(具体的な内容)</p> <p>法第 52 条及び第 53 条に基づき、法律の施行に必要な限度において、一の都道府県内にのみ事務所等がある小売業者又は製造業者等に対する特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬又は再商品化等の実施の状況に関する報告徴収、事務所、工場等への立入り、及び帳簿、書類等の検査を実施するもの。</p> <p>当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしているが、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与することを検討することとしている。</p> <p>○食品リサイクル法 (移譲する事務・権限名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一の都道府県内にのみ事務所等がある食品関連事業者、登録再生利用事業者及び
-----------------------------	--

	<p>認定事業者に対する報告徴収及び立入検査（法第 24 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項） （具体的な内容）</p> <p>法第 24 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項に基づき、法律の施行に必要な限度において、一の都道府県内にのみ事務所等がある食品関連事業者、登録再生利用事業者又は再生利用事業計画認定事業者に対する、食品廃棄物等の発生量、食品循環資源の再生利用等の状況、再生利用事業の実施状況又は食品循環資源の再生利用等の状況に関する報告徴収、事務所、工場等への立入り及び帳簿、書類等の検査を実施するもの。</p> <p>なお、当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしているが、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与することを検討することとしている。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	<p>3,655 百万円の内数</p> <p>※地方事務所予算中、「地方環境事務所一般行政に必要な経費」及び「廃棄物・リサイクル対策の推進に必要な経費」の合計</p>
関係職員数	<p>廃棄物・リサイクル対策課定員 52 名の内数</p>
事務量（アウト プット）	<p>※当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。</p> <p>○立入検査件数</p> <p>H19：482 件</p> <p>H20：495 件</p> <p>H21：530 件</p>
備考	<p>自動車リサイクル法については、法第130条第3項及び第131条第2項に基づいて、主務大臣が法律の施行に必要な限度において、自動車製造事業者等又はその委託を受けた者に対する特定再資源化等物品の引取り又は再資源化等の実施状況に関する報告徴収、事務所、工場等への立入り及び帳簿、書類等の検査を実施することができることとされているが、自動車製造事業者等の委託を受けた者に対する報告徴収及び立入検査にあたっては、当該事業者と自動車製造事業者等の委託契約関係を確認する必要がある、また、当該事業者に委託を行った自動車製造事業者等に対する指導、勧告等の法的措置と一体となった対応が不可欠となる。</p> <p>自動車製造事業者等は全て全国規模で事業活動を行っていることから、引き続き、当該事務は国で行うこととする。</p>

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>○家電リサイクル法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小売業者又は製造業者等に対する、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬又は再商品化等の実施の状況に関する報告徴収。（第 52 条） ・小売業者又は製造業者等の事務所、工場、事業場又は倉庫への立入検査。（第 53 条） <p>○容器包装リサイクル法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者に対する、特定容器を用いる事業、特定容器の製造等の事業又は特定包装を用いる事業の状況及び分別基準適合物の再商品化の状況に関する報告徴収。（第 39 条） ・特定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫への立入検査。（第 40 条） <p>○食品リサイクル法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品関連事業者、登録再生利用事業者、認定事業者に対する報告徴収、又はその事務所、工場、事業場若しくは倉庫への立入検査。（第 24 条第 1 項から第 3 項）
----------	---

	<p>○自動車リサイクル法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車製造業者等又はその委託を受けた者に対する、特定再資源化等物品の引取り又は再資源化等の実施の状況に関する報告徴収。(第130条第3項) ・自動車製造業者等又はその委託を受けた者の事務所、工場、事業場又は倉庫への立入検査。(第131条第2項)
予算の状況 (単位:百万円)	3,655百万円の内数 ※地方事務所予算中、「地方環境事務所一般行政に必要な経費」及び「廃棄物・リサイクル対策の推進に必要な経費」の合計
関係職員数	廃棄物・リサイクル対策課定員 52名の内数
事務量(アウト プット)	○立入検査件数 H19:677件 H20:707件 H21:812件
地方側の意見	家電リサイクル法、容器包装リサイクル法、自動車リサイクル法は、「地方」(全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告(p.64)、平成22年7月15日)
その他各方面の 意見	<p>○家電リサイクル法</p> <p>「小売業者が消費者から引き取った廃家電が、メーカー以外の者に、リユース品としてではなく引き渡されるといった引渡義務違反事例が続発している。その防止のためには、立入検査や報告徴収などを通じた行政による取締りを引き続き行う必要がある。」(「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」中環審・産構審合同会合、平成20年2月)</p> <p>○廃棄物・リサイクル制度については、国が広い視点に立って全国統一的な運用を行うことが重要であり、各地方自治体任せでは必ずしも適切に管理できないことも考えられる。例えば、リサイクル法制においては地方自治体ごとにバラバラな運用がなされると資源の有効活用ができないし、事業者の負担も増える。資源の輸出入が進んでいることから、国がしっかり取り組む必要がある。(「出先機関改革に係る環境省有識者ヒアリング」平成22年8月)</p>
既往の政府方針 等	
自己仕分け 【仕分け結果】	<p>全国に事業所を持つ事業者等が個別リサイクル法に反する行為を行った場合や、対応の遅滞によって環境への著しい影響が懸念されるような行為を事業者等が行った場合には、都道府県ごとの対応の差異や行政による対応の遅滞によって、国民の財産の保護や法益の確保に著しい支障が生じることから、個別リサイクル法に基づく報告徴収及び立入検査は、引き続き国が実施することが必要である。</p> <p>また、個別リサイクル法に基づくリサイクル制度は、国民や事業者等から全国一律のリサイクル料金を徴収して運用しており、当該料金に対するサービスの質を厳格かつ一律に維持する上で、国の責任ある対応が求められることから、引き続き国による実施が必要である。</p> <p>ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収及び立入検査については、都道府県に並行権限として付与することを検討。</p>
備考	共管省庁(経済産業省、農林水産省、財務省、厚生労働省)も同様に都道府県に権限付与する必要がある。

家電リサイクル法の仕組み

対象機器：エアコン、テレビ（ブラウン管テレビ、液晶テレビ（※）・プラズマテレビ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

（平成10年6月公布、平成13年4月完全施行）

（※）携帯テレビ、カーテレビ及び浴室テレビ等を除く。

